健やか未来都市ちばプラン推進本部設置要綱

(設置)

第1条 健やか未来都市ちばプランを関係各局が連携して推進するため、健やか未来 都市ちばプラン推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 健やか未来都市ちばプランの推進に係る総合的な企画に関すること。
 - (2) 健やか未来都市ちばプランに係る諸施策の調整及び推進に関すること。
 - (3) 健やか未来都市ちばプランの普及啓発に関すること。
 - (4) 健やか未来都市ちばプランの評価・見直し及び次期計画の策定に関すること。
 - (5) その他健やか未来都市ちばプランの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は保健福祉局の事務を担当する副市長を、副本部長は保健福祉局長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(幹事会)

- 第5条 本部に付議する事案及び本部で決定した事項の実施に必要な事項を協議する ため、本部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は健康福祉部長を、副幹事長はこども未来部長を、幹事は別表第2に掲げ る者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。
- 5 幹事会は、必要に応じて検討班を設置することができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、保健福祉局健康福祉部健康推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

- この要綱は、平成15年8月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年6月13日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月25日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月2日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年9月30日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 本部員(第3条関係)

病院事業管理者	中央区長
教育長	花見川区長
総務局長	稲毛区長
総合政策局長	若葉区長
財政局長	緑区長
市民局長	美浜区長
こども未来局長	消防局長
環境局長	水道局長
経済農政局長	
都市局長	

別表第2 幹事(第5条関係)

们	
局等	職名
総務局	総務課長
総合政策局	政策企画課長
財政局	資金課長
市民局	市民総務課長
保健福祉局	保健福祉総務課長
	地域包括ケア推進課長
	健康支援課長
	医療政策課長
	健康保険課長
	高齢福祉課長
	精神保健福祉課長
こども未来局	こども企画課長
環境局	環境総務課長
経済農政局	経済企画課長
都市局	都市総務課長

建設局建設総務課長

消防局総務課長

病院局経営企画課長

教育委員会事務局 総務課長